



茨城県報

号外第53号

平成9年3月31日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

●茨城県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則(公害対策課)..... 1

告 示

●茨城県浄化槽指導要綱(廃棄物対策課)..... 2

●道路の区域の変更(道路維持課)..... 19

公 告

●都市計画事業の施行者の名称等(13件)(公園街路課)..... 19

規 則

茨城県規則第35号

茨城県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成9年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

茨城県公害防止条例施行規則(昭和46年茨城県規則第74号)の一部を次のように改正する。

別表第1 その4 騒音に係る特定施設の表第1項中

「コ タンブラー

「コ タンブラー」を

サ 切断機(といしを用いるものに限る。)」に改める。

別表第2 特定建設作業の表中

5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)	を
---	--	---

5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境庁長官が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

改める。

付 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

告 示

茨城県告示第395号

茨城県浄化槽指導要綱を次のように改める。

平成9年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県浄化槽指導要綱

第1 目 的

この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）、茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和61年茨城県条例第3号。以下「条例」という。）及び茨城県建築基準条例（昭和36年茨城県条例第21号。以下「基準条例」という。）並びにこれらに関連する法令に規定するもののほか、浄化槽取扱いに関し必要な事項を定めること等により、水質の汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

第2 定 義

この要綱における用語の意義は、法第2条に定めるもののほか、次に定めるところによるものとする。

1 単独処理浄化槽

浄化槽のうち、し尿のみを処理するものをいう。

2 合併処理浄化槽

浄化槽のうち、し尿と併せて雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理するものをいう。

3 浄化槽管理者

浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権限を有する者をいう。

4 技術管理者

厚生省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「厚生省令」という。）第8条で定める資格を有する技術管理者をいう。

5 指定検査機関

法第 57 条第 1 項の規定に基づき厚生大臣又は知事が指定した者をいう。

6 浄化槽保守点検業者

条例第 2 条第 1 項の規定により浄化槽保守点検業者として知事の登録を受けた者をいう。

第 3 設 置

1 構造等

浄化槽を設置しようとする者は、当該浄化槽の構造等について、茨城県し尿浄化槽構造審査事務処理要領（昭和 53 年 2 月 1 日施行）に基づく知事の事前審査を受けるものとする。

2 設置の際の条件

浄化槽を設置しようとする者は、当該浄化槽の設置に関し次の各号に掲げる基準を遵守するものとする。

(1) 浄化槽の排出口における放流水の水質基準は、次の表に定める値を目標とする。

処 理 対 象 人 員	放流水の生物化学的酸素要求量 (BOD)
50人以下	90mg/ℓ以下
51人以上100人以下	30 "
101人以上500人以下	20 "
501人以上	10 "

(注) 湖沼水質保全特別措置法（昭和 59 年法律第 61 号）第 3 条第 2 項の規定による指定地域に設置する浄化槽にあっては、表中「500人」とあるのを「200人」に、「501」人とあるのを「201人」に読み替えるものとする。

(2) 処理対象人員が 50 人以下の浄化槽を設置しようとする場合においても、公共用水域等の水質保全の観点から合併処理浄化槽を設置するよう努めるものとする。

(3) 浄化槽設置場所については、環境衛生上支障がなく、保守点検及び清掃が容易であって、かつ、他の用途と兼用しないところとすること。この場合において、やむを得ず他の用途と兼用しようとするときは、保守点検及び清掃が安全かつ容易にできるような措置を講ずること。

(4) 浄化槽の放流水の処理方法については、原則として汲み取り方式による処理は行わないこと。

3 放流先の条件

浄化槽の放流水は、原則として環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適当な敷地外の側溝等に放流するものとする。この場合において、付近に適当な放流先がない場合には、浄化槽の放流水を敷地内で処理する場合の取扱いについて（昭和 62 年 7 月 10 日付け環境管理課長・建築指導課長通知）により処理するものとする。

4 設置の届出等

(1) 法第 5 条第 1 項の規定による届出は、浄化槽を設置しようとする場所を管轄する市町村の長にするものとする。

(2) 基準法第 6 条第 1 項の規定による建築主事への確認の申請、同法第 18 条第 2 項の規定による建築主事への通知及び基準条例第 46 条の 5 第 2 項の規定による知事への確認の申請は、当該浄化槽を設置しようとする場所を管轄する市町村の長を経由して、当該市町村を管轄する地方総合事務所の長にするものとする。

(3) 前 2 号に掲げる手続（以下「法定手続」という。）その他必要な事項については、茨城県浄化槽設置等事務処理要領（平成 9 年 3 月 31 日制定。以下「要領」という。）の定めるところによるものとする。

5 浄化槽工事

浄化槽の工事は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年厚生省・建設省令第 1 号）第 1 条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に従い、行うものとする。

第 4 浄化槽管理者の責務

1 適正維持管理の実施

浄化槽管理者は、その所有し、占有し、又はその他の権限を有する浄化槽（以下「管理浄化槽」という。）を法その他の関係法令の規定に従い、適正に維持管理するものとする。

2 法定手続の実施

浄化槽管理者は、管理浄化槽について法定手続を行う場合には、遅滞なく、要領の定めるところに従い、行うものとする。この場合において、浄化槽管理者は、法定手続を浄化槽保守点検業者に委託することができる。

3 法定検査の受検

浄化槽管理者は、法第 7 条及び第 11 条の規定により指定検査機関の行う検査を受検するものとし、浄化槽の放流水の水質が常に適正に保たれるように努めるものとする。

4 講習会等の受講

浄化槽管理者は、講習会等に出席して浄化槽に関する法令、構造、維持管理の方法等について、適正な知識を習得するよう努めるものとする。

第 5 保守点検

1 使用開始直前の保守点検

厚生省令第 5 条第 1 項の使用開始直前の保守点検は、浄化槽管理者又は当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽保守点検業者が行うものとする。

2 保守点検を実施する際の留意事項

浄化槽の保守点検を行う者は、厚生省令第 2 条に規定する浄化槽の保守点検の技術上の基準に従うほか、次の各号に掲げる事項に留意して、当該保守点検を実施するものとする。

- (1) 法第 11 条の規定により実施した定期検査の結果を参考にして実施するとともに、必要に応じて浄化槽への流入汚水、放流水その他の水質及び汚泥の検査を行うこと。
- (2) 酸素の欠乏、浄化槽内へのてん落の防止等保守点検時の安全衛生に留意すること。
- (3) 保守点検終了後は、マンホールのふた等を完全に密閉して安全を確認するとともに、十分周囲の後始末を行うこと。

3 保守点検の記録

厚生省令の規定により保守点検を実施した者は、次の表の左欄に掲げる規定による保守点検ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる保守点検カードにその結果を記録するものとする。

厚生省令第 5 条第 1 項	使用開始直前の保守点検カード（様式第 1 号）
厚生省令第 6 条第 1 項	単独処理浄化槽保守点検カード（様式第 2 号）
厚生省令第 6 条第 2 項	小型合併処理浄化槽保守点検カード（様式第 3 号） （5～50人槽用）
	合併処理浄化槽保守点検カード（様式第 4 号） （51人槽以上）

第 6 清 掃

1 清掃の実施

浄化槽管理者は、浄化槽の清掃を法第 10 条第 1 項の規定により実施するほか、浄化槽の使用状態、法第 11 条の規定による定期検査の結果等により、必要と認めるときは、適宜実施するものとする。

2 清掃を実施する際の留意事項

浄化槽の清掃を実施する者は、厚生省令第 3 条に規定する浄化槽の清掃の技術上の基準に従うほか、次の各号

に掲げる事項に留意して当該清掃を行うものとする。

- (1) 当該浄化槽の保守点検結果及び法第11条の規定により受検した定期検査の結果を参考にして実施すること。
- (2) 酸素の欠乏、浄化槽内へのてん落の防止等清掃時の安全衛生に留意すること。
- (3) 清掃終了後は、マンホールのふたを完全に密閉して安全を確認するとともに、環境衛生上支障がないように十分周囲の後始末を行うこと。

3 清掃の記録

浄化槽の清掃を実施した者は、浄化槽清掃カード(様式第5号)にその結果を記録するものとする。

第7 法定検査

1 法定検査の実施方法

法第7条の規定による設置後等の水質検査及び法第11条の規定による定期検査(以下「法定検査」という。)は、次の各号に掲げる通知その他の関係通知に定めるところにより、実施するものとする。

- (1) 法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について(平成7年6月20日付け衛浄第33号厚生省生活衛生局水道環境部長通知)
- (2) 法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について(平成7年6月20日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)
- (3) 法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の効率的な推進等について(平成7年6月20日付け衛浄第35号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知)

2 検査結果の通知

(1) 行政庁への報告

指定検査機関は、法定検査の結果、不適正と判定されたものにあつては、検査結果書の写しを、直ちに検査を実施した浄化槽の所在する場所を管轄する市町村の長及び地方総合事務所の長に送付するものとする。

(2) 指定検査機関の行う助言・指導

指導検査機関は、法定検査の結果、改善の必要性を認めた場合には、速やかに所要の助言・指導を行うものとする。

(3) 行政庁の行う措置

第1号の規定により検査結果書の送付を受けた地方総合事務所長は、生活環境の保全及び公衆衛生の確保の観点から必要と認めるときは、所要の措置を講じるものとする。

(4) 浄化槽管理者等による改善

ア 法定検査の結果に基づく改善措置

法定検査の結果、改善を要するものとして指定検査機関から助言・指導を受けたときは、浄化槽管理者は責任をもって所要の改善措置を講じるものとする。

イ 改善に係る行政庁の指導

浄化槽管理者は、アに係る改善措置を講じる場合には、改善の内容、方法について、所轄の地方総合事務所長の指導により、これを行うものとする。

第8 浄化槽に関する業を営む者の責務

1 浄化槽製造業者

浄化槽製造業者は、その製造する浄化槽に係る工事、保守点検及び清掃が適正に行われるよう、浄化槽管理者、技術管理者、浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に対して指導及び啓発を行うものとする。

2 浄化槽工事業者

(1) 法定手続の確認

浄化槽工事業者は、当該浄化槽に係る法定手続がなされていることを事前に確認してから、浄化槽工事を行うものとする。

(2) 維持管理等の指導

浄化槽工事業者は、浄化槽管理者に対して浄化槽工事完了後、法第10条第1項の規定に基づく保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検について指導及び啓発を行うものとする。

(3) 実績報告

浄化槽工事業者は、次に定める期間内に行った浄化槽の工事について当該期間ごとに定める期限までに、浄化槽工事実績報告書(様式第6号)を当該浄化槽の所在する場所を管轄する市町村の長並びに当該市町村の長を経由して特定行政庁及び地方総合事務所長に報告するものとする。

ア 4月1日から9月30日まで 10月31日

イ 10月1日から翌年3月31日まで 翌年4月30日

3 浄化槽保守点検業者

(1) 維持管理等の指導

浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者に対し、法第10条第1項の規定による浄化槽の保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検について指導及び啓発を行うものとする。

(2) 法定手続の指導

浄化槽保守点検業者は、保守点検を委託された浄化槽が法定手続がとられていないものであると認めるときは、浄化槽管理者に対し、速やかに法定手続をとるよう指導するものとする。

4 浄化槽清掃業者

(1) 維持管理等の指導

浄化槽清掃業者は、浄化槽管理者に対し、法第10条第1項の規定による浄化槽の保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検について指導及び啓発を行うものとする。

(2) 法定手続の指導

浄化槽清掃業者は、清掃を委託された浄化槽が法定手続がとられていないものであると認めるときは、浄化槽管理者に対し、速やかに法定手続をとるよう指導するものとする。

(3) 実績報告

浄化槽清掃業者は、次に定める期間内に行った浄化槽の清掃について当該期間ごとに定める期限までに、浄化槽清掃実績報告書(様式第7号)を法第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた市町村の長及び当該市町村の長を経由して地方総合事務所長に報告するものとする。

ア 4月1日から9月30日まで 10月31日

イ 10月1日から翌年3月31日まで 翌年4月30日

第9 浄化槽関係団体の責務

1 指定検査機関

指定検査機関は、関係行政庁と連携して、法定検査の普及及び啓発に努めるとともに、常に県民に信頼される検査を実施するよう心掛けるものとする。

2 社団法人茨城県水質保全協会

(1) 社団法人茨城県水質保全協会(以下「協会」という。)は、その設立の趣旨にのっとり、公益法人として社会に寄与するよう事業を行い、公益法人としての責務を果たすように努めるものとする。

(2) 協会は、浄化槽の施工及び維持管理の適正な実施並びに法定検査の受検等を始めとした浄化槽に関する正しい知識の普及及び啓発に努めるものとする。

- (3) 協会は、浄化槽の施工及び維持管理に関する研修等を定期的実施するものとし、業者の資質の向上並びに浄化槽の適正な施工及び維持管理の確保に努めるものとする。
- (4) 協会は、会員が製造、施工又は維持管理を行った浄化槽に関して苦情があった場合には、当該浄化槽の製造、施工又は維持管理を行った会員に対して、適切な対応をするよう指導するものとする。
- (5) 協会は、浄化槽行政の推進に積極的に協力するものとする。

第10 その他

1 無届浄化槽の取扱い

法令の規定による届出がなされていない浄化槽を確認した場合の取扱いについては、要領の定めるところによるものとする。

2 改善命令等の通知

(1) 地方総合事務所長は、法第12条第1項の規定に基づく助言・指導若しくは勧告を行ったとき、又は同条第2項の規定に基づく改善若しくは浄化槽の使用の停止を命じたときは、その旨を当該改善命令等に係る浄化槽の所在する場所を管轄する市町村の長に通知するものとする。

(2) 知事は、法第32条第1項の規定に基づく指示をしたときは、その旨を当該指示に係る浄化槽の所在する場所を管轄する市町村の長に通知するものとする。

3 事故発生時の取扱い

浄化槽の故障、破損その他の原因により汚水等が周辺の公共用水域等に流出したときは、浄化槽管理者は、直ちに当該浄化槽の所在する場所を管轄する地方総合事務所長及び市町村の長に通報するとともに、周辺の環境の汚染を防止するための対策を講じ、かつ、当該浄化槽を速やかに復旧させるものとする。この場合において、通報を受けた地方総合事務所長及び市町村の長は、浄化槽管理者に対して必要な指示を与えるものとする。

4 その他

この要綱の施行に関し必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 茨城県浄化槽指導要綱(昭和62年10月1日施行。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づきなされた手続等は、この要綱の相当規定に基づきなされた手続等とみなす。

様式第1号(第5 第3項)

使用開始直前の保安点検カード

浄化槽	名称				所在地	市 町 丁目 番 号 郡 村 番地			建 物 用 途	
	種類	単独 合併	型 式 (メーカー)		規模 能力	人槽 m ³ /日	放流先		放流 水質	BOD mg/ℓ
浄化槽 管理者	氏 名 (名称)				住 所 (所在地)	市 町 丁目 番 号 郡 村 番地			立会者 氏 名	
保守点検実施年月日		年 月 日 () 時 分		～ 時 分	天候			気温	℃	
点 検 項 目					状 態			措 置		
法第3条第2項の規定による 使用に関する準則の遵守の状況	1	ア し尿のみを処理する浄化槽にあつては、雑排水が流入しない構造であること。			良・不良					
		イ し尿と併せて雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。)を処理する浄化槽にあつては、工場廃水、雨水その他の特殊な排水が流入しない構造であること。			良・不良					
		ウ 電気設備を有する浄化槽にあつては、電源を確保できること。			良・不良					
		エ 浄化槽の上部又は周辺には、保守点検又は清掃に支障を及ぼすおそれのある構造物を設けないこと。			良・不良					
		オ 浄化槽の上部には、その機能に支障を及ぼすおそれのある重荷をかけないこと。			良・不良					
		カ 通気装置の開口部をふさがないこと。			良・不良(誤接続、破損)					
2	流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続状況				良・不良(こう配、その他)					
3	槽の水平の保持状況				良・不良(沈下、浮上、その他)					
4	流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況				良・不良 異物の付着、堆積、目詰り、こう配不良、その他					
5	単位装置及び付属装置類の設置の位置の状況				良・不良					
6	単位装置及び付属装置の機能の状況				良・不良					
7	浄化槽の漏水又は損傷				有・無					
使用前の浄化槽の周辺の状況	8		悪臭、騒音、振動		し尿臭・腐敗臭・どぶ臭・薬品臭・その他					
	悪 臭	有・無	程 度	強 弱	周囲からの苦情	有・無				
	騒 音	有・無	程 度	強 弱	周囲からの苦情	有・無				
	振 動	有・無	程 度	強 弱	周囲からの苦情	有・無				
9	所見及び特記事項									
浄化槽 保守点 検業者	氏 名				登録番号	茨 第 号				
	所在地				担当浄化槽管理士	氏名				㊞
		電話 ()				浄化槽管理士免状第			号	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2号(第5 第3項)

(表 面)

単独処理浄化槽保守点検カード

浄化槽	名称			所在地	市 町 丁目 番 号 郡 村 番地			建物用途	
	型式	腐敗、全ばつ気、分離接触ばつ気、分離ばつ気、単純ばつ気、散水ろ床、平面酸化床、地下砂ろ化		規模	人槽	能力	放流先	放流水質	BOD mg/l
	メーカー	実使用人員		人	㎡/日				
浄化槽管理者		氏名(名称)	住所(所在地)		市 町 丁目 番 号 郡 村 番地			立会者氏名	
保守点検実施年月日	年 月 日 ()		時 分	から	時 分	まで	天候	気温	℃
		流入管系	放流管系		ば つ き 室 (槽)	DO	mg/l	SV	%
異物の付着		有無	有無			DO	mg/l	SV	%
こう配		良否	良否			DO	mg/l		%
接続部の状況		良否	良否			(返送SV %)			
異水の流入		有無	有無			色相	黄茶灰黒	臭気	強・弱・微
スクリーンの目づまり・閉そく		有・無				PH		水温	℃
砂留・沈砂槽堆積量		多・中・少				固液分離状態	良・否		
異物の流入		有・無				泡の発生	有・無		
槽の水		良・否				旋回流の状態	均・不均		
漏水 ()		有・無				散気・かくはん	つまり からみ	有・無	
周囲の状況	スラフ・マンホール	良・否			異物の流入・密着	有・無			
	通気状況	良・否			ばつ気・かくはん調整	良・否			
	槽上の器物	有・無			浮遊物(にごり)	有・無			
	臭気・騒音	有・無			異物の付着	有・無			
使用洗浄水量	多・適・少				散水状況	均・不均			
腐敗・沈殿分離・二階タンク	スカムの生成量	cm			散 水 ろ 床	異物の付着	有・無		
	汚泥の堆積量	cm				生物膜の状況	良・中・弱		
	2室以降のスカム					ろ床の閉そく	有・無		
	2室以降の汚泥					といの状況	良・老朽		
	予備ろ過槽状況	良・否				衛生害虫	有・無		
	排気筒の状況	適・否・無			平 面 酸 化 床	流水状況	均・不均		
	導入部の状況	良・否				異物の付着	有・無		
	移流部の状況	良・否				隔壁の状況	良・老朽		
	スロット・パツフル状況	良・否				生物膜の状況	良・中・弱		
	沈殿室浮上物	有・無				汚泥の沈積	有・無		
衛生害虫	有・無			衛生害虫	有・無				
流出水	透視度	度・PH		地下砂ろ過状況		良・弱			
	臭気	強・弱・微		地下浸透状況		良・弱・否			
浄化槽保守点検業者	氏名			登録番号	茨 第 号				
	所在地			担当浄化槽管理士	氏名	Ⓧ			
		電話 ()			浄化槽管理士免状第	号			

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏 面)

接触ばつき室(槽)回転板	第1	mg/ℓ		透視度	度	判定 適 おおむね・清掃・改善 適 要す 補修・改善・注意・事絡事項
	第2	mg/ℓ			度	
	第3	mg/ℓ			度	
	PH			水 温	℃	
				臭 気	色	
	泡 の 発 生		有 ・ 無			
	散気装置 つまり からみ		有 ・ 無			
	旋回流の状態		均 ・ 不均			
	接触材の状況		良 ・ 否			
	生物膜の状況		良・弱・否			
	はく離汚泥状況		多・少・無			
	堆 積 汚 泥		多・少・無			
	逆洗・移送状況		良・済・不要			
回 転 板 速 度						
沈殿池	スカムの生成		多・中・少・無			
	越流せきの水平		均 ・ 不均			
	異物の付着		有 ・ 無			
	移送装置状況		良 ・ 否			
	移 送 汚 泥					
消毒室	消毒の状況		良 ・ 否			
	沈 殿 物		多・少・無			
	補 充 状 況					
	使 用 薬 剤					
プロモーター	振動音・温度		強中弱・高適			
	電 流 ・ 圧 力		A kg/cm ²			
	給 油		良 ・ 済			
	ベルト・クリーナー		良 ・ 否			
	送 気 量		ℓ/分			
ポンプ等調整			放 流			
自動装置		良 ・ 否	良 ・ 否			
ポンプ状況		良 ・ 否	良 ・ 否			
電 流		A	A			
散 気 状 況		良 ・ 否	消 泡			
スカム生成		多・少・無	良 ・ 否			
流入調整量						
			良 ・ 否			
貯留濃縮槽スカム		多・中・少	多・中・少			
放水	水 温		℃			
	外 観		強・弱・微			
	臭 気		強・弱・微			
	P H 値					
	透 視 度		度			
	亜硝酸反応		+ -			
	残 留 塩 素		+ - mg/ℓ			
塩 素 イ オ ン		mg/ℓ				

注 1 機器の電源は、異常時以外は切らないでください。
 2 異常を感じたときは、速やかに連絡してください。
 3 このカードは、保守点検をした日から3年間保存してください。
 4 アルファベットによる略号の意味は、次のとおりです。
 A 調整済 B 修理済 C 交換済 D 除去済 E 洗浄済 F 改善要す G 調整要す

様式第3号(第5 第3項)

小型合併処理浄化槽保守点検カード(5~50人槽用)

保守点検の日時: 年 月 日 AM・PM (:)

都道府県コード	
検印	

浄化槽の使用者名:		住所:	
浄化槽の管理者名:		巡回用件: 定期・契約・要請・その他 ()	
メーカー名・型式名:		処理対象人員: 人	実使用人員: 人
処理方式: 嫌気ろ床接触ばっ気方式・分離接触ばっ気方式・その他 ()			
天候:	気温: °C	異常な臭気: 無・有	異常な騒音: 無・有
異常な振動: 無・有			
検 水	外 観	臭 気	水 温
嫌気ろ床槽(沈殿分離槽) 流出水	第1室	無・微・有 ()	— cm
	第2室	無・微・有 ()	— cm
接触ばっ気槽内水		無・微・有 ()	°C cm
沈 殿 槽 流 出 水		無・微・有 ()	— cm
消 毒 槽 流 出 水			— mg/l
接触ばっ気槽内のDO分布	上部 mg/l	中部 mg/l	下部 mg/l
			その他 mg/l
その他の分析結果			
注) 1. 外観: 嫌気ろ床槽第2室以降ではミジンコの有無も確認すること。 2. 臭気: 有の場合はその特徴を記入する。(a:下水臭 b:し尿臭 c:腐敗臭 d:カビ臭 e:その他)			
点 検 箇 所	点 検 す べ き 状 況		
流 入 管 渠	点検弁の蓋の密閉状況(良・不良) 異物等の堆積又は付着(無・有)	滞水(無・有)	漏水(無・有)
放 流 管 渠	異物等の堆積又は付着(無・有)	滞水(無・有)	漏水(無・有)
嫌気ろ床槽	第1室	異常な水位の上昇(無・有 (cm)) 蚊・はえ等の発生状況(無・有) 異物の流入状況(無・有)	スカムの生成状況(無・有 (cm)) 堆積汚泥の生成状況(無・有 (cm))
	第2室	異常な水位の上昇(無・有 (cm)) 蚊・はえ等の発生状況(無・有) 異物の流入状況(無・有)	スカムの生成状況(無・有 (cm)) 堆積汚泥の生成状況(無・有 (cm))
接触ばっ気槽	ばっ気攪拌の状況(良・不良) 汚泥移送装置の有無(無・有の場合: 停止中・運転中・移送水量: l/分 (m ³ /日))	泡の生成状況(無・少・多)	
沈 殿 槽	処理水の越流状況(良・不良)	スカムの生成状況(無・有 (cm)) 堆積汚泥の生成状況(無・有 (cm))	
消 毒 槽	処理水との接触状況(良・不良) 沈殿物の生成状況(無・有)	消毒剤の名称: 残留量: 錠, 補給量: 錠	
送 風 機	作動状況(良・不良)	水道の積算流量計の有無(無・有:メーターの値)	
定 期 清 掃	予定年月(年 月)		
点 検 の 結 果 及 び 処 置	流入管渠及び放流管渠	清掃(要:流入管渠・放流管渠)	
	嫌気ろ床槽(沈殿分離槽)	清掃(要)	
	接 触 ば っ 気 槽	清掃(要), 散気管の洗浄(要:未実施・実施) ばっ気量の調整(要:未実施・実施) 逆洗及び剥離汚泥の移送(要:未実施・実施) 汚泥移送量の調整(要:未実施・実施: l/分 (m ³ /日))	
	沈 殿 槽	清掃(要), スカム・堆積汚泥の移送(要:未実施・実施)	
	消 毒 槽	清掃(要)	
	送 風 機	エアフィルターの洗浄(未実施・実施), ダイアフラムの交換(未実施・実施)	
その他	修 理(要:具体的な内容) 改善工事(要:具体的な内容)		
所見及び管理者への連絡事項			
保守点検の担当者名 (浄化槽管理士番号)	会社名: (保守点検業者登録番号) 住 所: TEL.No.:	印)	緊急時の連絡先 TEL.No.:

様式第 4 号 (第 5 第 3 項)

(表 面)

合併処理浄化槽保守点検カード (51人槽以上)

浄化槽	名称			所在地	市 町 丁目 番 号 郡 村 番地			建物用途		
	種類	規模		人槽	能力	m ³ /日	放流先	放流水質	BOD mg/l	
		実使用人員		人						
メーカー	使用開始年月日		年 月 日	保守点検契約年月日		年 月 日				
浄化槽管理者	氏名 (名称)	住所 (所在地)		市 町 丁目 番 号 郡 村 番地	立会者氏名					
保守点検実施年月日	年 月 日 ()		時 分 から 時 分 まで	天候	気温	℃	点検回数	第 年 回		
共通事項	流入管及び放流管の状況			良・不良 (部位) (状況)						
	流入におけるし尿雑排水の流れ方			良・不良 (異物付着・堆積・目詰り・その他)						
	単位装置及び附属機器類の設置の位置			良・不良 (部位)						
	周 辺	悪 臭 カ・ハエの発生	有・無	騒 音	有 (部位) ・ 無					
スクリーン	荒 目	し 渣 量	多・中・少	電流	A	目づまり・閉そく	有・無			
	細 目	し 渣 量	多・中・少	電流	A	目づまり・閉そく	有・無			
	微 細 目	し 渣 量	多・中・少	電流	A	目づまり・閉そく	有・無			
	砂溜り (沈砂槽)	散気装置	有・無	散気装置の機能		良・不良	沈殿物	多・中・少		
コンピューター	作動状況	良・不良	電流	A	グリッド補給	良・済 ()				
油脂分離槽	浮上物	cm	沈殿物	cm	カ・ハエの発生		有・無 ()			
原水槽	スカム	有・無		汚泥	有・無					
沈殿分離槽	スカム	第1室	cm	第2室	cm	第3室	cm	カ・ハエの発生	有・無 ()	
	汚泥	第1室	cm	第2室	cm	第3室	cm			
	流出水	臭気	強・中・弱	透明度	度	P H	水温	℃		
二階タンク	消化室	スカム	cm	汚泥	cm	カ・ハエの発生		有・無 ()		
	沈殿室	浮上物	有・無							
	流出水	臭気	臭	透明度	度	P H	水温	℃		
調整槽	スカム	有・無		散 水 分 水 装 置 流 出 水	ポンプます	散水状況	均・不均			
	汚泥	有・無				異物付着	有・無			
	散気装置	散気・ジェットポンプ				ポンプ作動	良・不良			
		目づまり・からみ				ろ床臭気				
	ポンプ	運 転	号		分水装置	機 能	良・不良			
		電 流	A			沈 殿 槽	m ³ /h			
	自動運転	良・不良 ()			ポンプます	m ³ /h				
	計量装置	異物の付着			有・無 ()	臭 気				
設定値				透 視 度	度					
流出水	臭 気			水 温	℃					
	透 明 度									
浄化槽保守点検業者	氏名			登録番号						
	所在地			担当浄化槽管理士	氏名			Ⓔ		
		電話 ()			浄化槽管理士免状第	号				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

(裏面)

ば つ 気 槽	ばつ気状況	散気装置	良・不良		接 触 ば つ 気 槽	ばつ気状況	散気装置	良・不良		
		目づまり	有・無				目づまり	有・無		
		エアレーター	良・不良				機械かくはん	良・不良		
		異物付着	有・無				異物付着	有・無		
	堆積汚泥	有・無		堆積汚泥	有・無	泡の発生	有・無・消泡			
	泡の発生	有・無		接触材状況	良・不良					
	S V	%	返送	%	接 触 材	生 物 膜	第1槽	第2槽		
	沈殿分離性	有・無			水 温		℃			
	P H				P H					
	D O	mg/l		mg/l	D O	mg/l		mg/l		
M L S S		SVI		D O	mg/l		mg/l			
送風量				透 明 度	度		度			
色 相	黄・茶・灰・黒			逆 洗	要・不要	装置	良・不良			
				移 送	要・不要・自動	装置	良・不良			
回 転 板	速度		臭気		水 温		℃			
	生 物 膜	第1 厚・中・薄	第2 厚・中・薄	V S						
		第3 厚・中・薄	第4 厚・中・薄							
堆積汚泥	有(部位))・無									
沈 殿 池	スカム		スカムスキーマ	汚 泥 返 送	返 送 量					
	汚 泥		手動・自動	返 送 装 置	良・不良	作動	手動・自動			
	越流ぜき	水平均・不均	異物付着	有・無	間 隔	ON	分 OFF	分		
消 毒 槽	薬 剤	補給 (kg)		貯 スカム		汚泥				
	接水状況	良・不良	残留塩素	mg/l	臭 気	強・弱・微				
	沈 殿 物	多・少・無			槽 搬 出 量	m ³				
放 流 水	透明度		PH		水 温		色 相			
機 器	機 器 名	電流A	音	オイル	グリス	ベルト	フィルター	チャキ・配管	圧力	
	ブロー1	A	強・弱	良補交	良・補・交	良・交	良・清・交	良・否		
	2	A	強・弱	良補交	良・補・交	良・交	良・清・交	良・否		
	3	A	強・弱	良補交	良・補・交	良・交	良・清・交	良・否		
	4	A	強・弱	良補交	良・補・交	良・交	良・清・交	良・否		
	ポンプ	電流A	音	からみ	自動運転	チャキ・配管	電 圧	V	ターミナル・ゆるみ	有・無
	原水1	A	強・弱	有無除	良・否	良・否	動力計	kwh	水道計	m ³
	2	A	強・弱	有無除	良・否	良・否	電灯計	kwh	放流水計	m ³
		A	強・弱	有無除	良・否	良・否	特記事項			
	放流1	A	強・弱	有無除	良・否	良・否				
2	A	強・弱	有無除	良・否	良・否					
	A	強・弱	有無除	良・否	良・否					
消 泡	A	強・弱	有無除	良・否	良・否					
汚 泥	A	強・弱	有無除	良・否	良・否					
汚泥かき寄機	A									
排 風 機	A	ベルト	良・交							

注 1 機器の電源は、異常時以外切らないでください。
 2 異常を感じたときは、速やかに連絡してください。
 3 このカードは、保守点検をした日から3年間保存してください。

様式第5号(第6 第3項)

浄化槽清掃カード

浄化槽	名称			所在地	市 町 丁目 番 号 郡 村 番地		建物用途			
	型式	規 模		人槽	能力	m ³ /日	放流先	放流水質	BOD mg/l	
		実使用人員		人						
メーカー	使用開始年月日		年 月 日		保守点検契約年月日		年 月 日			
浄化槽管理者	氏名(名称)	住所(所在地)		市 町 丁目 番 号 郡 村 番地		立会者氏名				
清掃実施年月日	年 月 日 ()		時 分 から	時 分 まで	前回清掃年月日	年 月 日	清掃依頼のあった日	年 月 日		
作業内容	単位装置等		清掃の有無	単位装置等		清掃の有無	単位装置等		清掃の有無	
	共通	流入管きよ		全ばっ気・分離ばっ気方式	沈殿分離室		方式	越流ぜき		
		インバートます			ばっ気室			消毒室		
		スクリーン設備			ブロー吸気口					
		移流管・移流口			散気装置 ばっきかくはん装置					
		流出口			沈殿室			沈殿分離室		
		放流管きよ			越流ぜき			流入ポンプ槽		
	内腐敗室方式	一次処理装置		分離接触ばっ気	消毒室		合併処理浄化槽	流量調整槽		
		散水ろ床						計量与水装置		
		平面酸化床						越流ぜき		
		排水ポンプのスイッチ			沈殿分離室			消毒槽		
		送気口			接触ばっ気室			排水ポンプ槽		
		排気管			ろ床(逆洗)			汚でい濃縮貯留槽		
		消毒室			ブロー吸気口			汚でい貯留槽		
			散気装置 ばっきかくはん装置			汚でい貯留槽				
		沈殿室								
搬出浄化槽汚泥の処分先					浄化槽汚泥引き抜き量 m ³					
特記事項										
浄化槽清掃業者	名称				許可番号					
	所在地	電話 ()			担当者名	Ⓢ				

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6号(第8 第2項第3号)

(表 面)

市町村名		浄化槽工事実績報告書 (年 月 年 月)										
番号	設置場所	設 氏	置 名	浄化槽 工事業者		名称 所在地	型式・ メーカー	規 模 (人 槽)	担 当 浄 化 槽 設 備 士 の 氏 名	届出又は建築 確認済年月日	使用開始(予定) 年 月 日	
				設 置 者	住 所							登 録 (届出)番号

注 この報告書は、市町村ごとに作成すること。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7号(第8 第4項第3号)

(表 面)

市 町 村 名	浄化槽清掃実績報告書 (年 月 ~ 年 月)					
	殿 年 月 日					
	浄化槽 清掃業者	名 称 所在地		許可番号 電話番号		
番号	設 置 場 所	浄 化 槽 管 理 者		処 理 方 式 (単独・合併の別)	規 模 (人 槽)	清 掃 実 施 年 月 日
		氏 名	住 所			
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・
				(単 独 ・ 合 併)		・ ・

注 この報告書は、市町村ごとに作成すること。
備考 この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

茨城県告示第396号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成9年3月31日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成9年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 小川鉾田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字鉾田字仲須 2596番地先から	旧	メートル 最大 15.8 最小 5.2	メートル 801	
鹿島郡鉾田町大字鉾田字新田 1522番地先まで	新	—	—	旧道移管

公 告

◎都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成9年3月12日付建設省告示第491号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成9年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・5・22号元台町元吉田線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地
水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県庁
- 4 事業地の所在
収用の部分 変更なし

◎都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成9年3月12日付建設省告示第490号で都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成9年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業

3・3・2号中大野中河内線

- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地
水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県庁
- 4 事業地の所在
収用の部分 変更なし

~~~~~

◎都市計画事業の施行者の名称等

友部都市計画道路事業については、平成9年3月12日付建設省告示第492号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成9年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
友部都市計画道路事業  
3・4・8号宿大沢線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地  
水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県庁
- 4 事業地の所在  
収用の部分 変更なし

~~~~~

◎都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成9年3月12日付建設省告示第471号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成9年3月31日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・15号水戸駅笠原線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地
水戸市三の丸1丁目5番38号
茨城県庁
- 4 事業地の所在
収用の部分 変更なし

~~~~~

◎都市計画事業の施行者の名称等

土浦・阿見都市計画道路事業については、平成9年3月12日付建設省告示第493号で都市計画法（昭和43年法律第

100号) 第63条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成 9 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
土浦・阿見都市計画道路事業  
3・3・21号荒川沖駅前西通り線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地  
水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号  
茨城県庁
- 4 事業地の所在  
収用の部分 変更なし

~~~~~  
◎都市計画事業の施行者の名称等

北茨城都市計画道路事業については、平成 9 年 3 月 14 日付建設省告示第 629 号で都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 9 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称
北茨城都市計画道路事業
3・4・4号北町大津港線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地
水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号
茨城県庁
- 4 事業地の所在
収用の部分 変更なし

~~~~~  
◎都市計画事業の施行者の名称等

龍ヶ崎・牛久都市計画道路事業については、平成 9 年 3 月 12 日付建設省告示第 495 号で都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 9 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
龍ヶ崎・牛久都市計画道路事業  
3・5・6号昭和通り線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地  
水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

◎都市計画事業の施行者の名称等

龍ヶ崎・牛久都市計画道路事業については、平成 9 年 3 月 12 日付建設省告示第 472 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 9 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

龍ヶ崎・牛久都市計画道路事業

3・5・8号姫宮川余郷線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

◎都市計画事業の施行者の名称等

<sup>取手</sup>  
~~龍ヶ崎~~・牛久都市計画道路事業については、平成 9 年 3 月 14 日付建設省告示第 631 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 9 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

取手都市計画道路事業

3・4・3号上新町環状線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県庁

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

変更なし

◎都市計画事業の施行者の名称等

<sup>取手</sup>  
~~龍ヶ崎~~・牛久都市計画道路事業については、平成 9 年 3 月 12 日付建設省告示第 496 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 9 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
取手都市計画道路事業  
3・4・3号上新町環状線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地  
水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県庁
- 4 事業地の所在  
(1) 収用の部分  
変更なし

◎都市計画事業の施行者の名称等

~~土浦・阿見~~  
~~龍ヶ崎・牛久~~都市計画道路事業については、平成 9 年 3 月 14 日付建設省告示第 632 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 9 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
土浦・阿見都市計画道路事業  
3・4・20号阿見学園線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地  
水戸市三の丸1丁目5番38号  
茨城県庁
- 4 事業地の所在  
(1) 収用の部分  
変更なし

◎都市計画事業の施行者の名称等

下館・結城都市計画道路事業については、平成 9 年 3 月 14 日付建設省告示第 630 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 9 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
下館・結城都市計画道路事業  
3・4・1号稲荷町線
- 2 施行者の名称 茨城県
- 3 事務所の所在地  
水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県庁

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

◎都市計画事業の施行者の名称等

水戸・勝田都市計画道路事業については、平成 9 年 3 月 12 日付建設省告示第 494 号で都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第 66 条の規定により次のとおり公告する。

平成 9 年 3 月 31 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画道路事業

3・3・70号 菅谷飯田線

2 施行者の名称 茨城県

3 事務所の所在地

水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県庁

4 事業地の所在

収用の部分 変更なし

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）  
（休日の場合は線下発行）（金 3, 0 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)